

項目			質問回数
(大項目)	(中項目)	(小項目)	
1. 市立清水病院の今後について	(1)市立清水病院の今後について	①今後の市立清水病院の運営形態について、どのような検討で指定管理者制度が妥当との結論を得たのか。	1
		②指定管理への移行が発表されて以降、清水病院では離職の動きも広がり来年以降の医療提供が難しくなるという声もあるようだが、清水病院を来年以降も存続させる考えはあるか。	2
2. 市立2高校の今後のあり方について	(2)市立2高校の今後のあり方について	①市立2高校を市長が「閉校する」と発言したが、かなり唐突に感じられるものであった。その方針はいつ検討が進んだのか。過去の議会答弁とは整合しているか。	1
		②あり方検討会の報告書は新しい市立学校高校の基本理念を「静岡市に新たな価値を創出する、卓越した強みと行動力を備えた人の育成」としているがあるが、新しい学校高校は「定住促進」が教育目的の一つなのか。憲法に保障される職業選択の自由や居住移転の自由を実質的に保障するため、人生の方向性の自由度を広げていくことも公教育の意義の一つであると考えているが本市の考えはどうか。	3
		③新たな学校を公教育としての多様で自由な学びを保障していくものにしていくという考えはないか。	4

3. 静岡新聞の報道をめぐる市長の議会発言について	(3)静岡新聞の報道をめぐる市長の議会発言について	①清水庁舎の移転をめぐる12月4日記者会見での市長の「市民の意見を聞く問題ではない」との発言を報じた新聞記事について、市長は2月議会で「静岡新聞の記事は誤っている」と述べたが、記事の内容はどのように事実関係が違ったのか。	1
		②同議会で「静岡新聞に抗議をした」と発言しているが、どのような抗議をしたのか。それに対して静岡新聞側の対応はどうだったのか。	5
		③一般に言論の自由、出版の自由は、多くの市民の基本的人権を守る民主社会の基盤であるが、市長は報道を萎縮させたい意図があるのか。あるいは、そのおそれがあるとは考えないか。	6
4. 駿府城公園の今後について	(1)駿府城公園の今後について	①駿府城公園の紅葉山庭園茶室改修について富裕層向けの宿泊施設のような施設の整備を考えているのか。	1
		②本市のこれまでのPark-PFI事業は法の趣旨に沿ってどのように進められてきたのか。	7
		③今後の駿府城公園のあり方について、本市はどのように考えているか。	8

大項目 3. 静岡新聞の報道をめぐる市長の議会発言について

■令和 7 年 1 2 月 4 日

市長定例記者会見 会見録より抜粋

●静岡朝日テレビ

静岡朝日テレビです。よろしくお願いたします。先日、難波市長が市議会の協議会で、市議会議員を対象に、清水の津波の防災対策などについてご説明されました。その際に、私も取材していたんですが、自民党の一部の議員から、野次に近いようなものも聞こえてきました。難波市長、それを聞いていて、まずどういうふうを受け止められたか、また改めて清水のまちづくりに対する思いを教えてください。

●市長

はい。議会は議論する場ですので、いろいろなご意見があると思いますので、意見は意見としてしっかり受け止めることが必要だと思います。もちろん、考え方が違うというところはありますから、考え方が違

うところは、考え方が違うということをはっきりと議論すればいいのではないかなと思います。

それから、清水のまちづくりについては、今回、庁舎の問題が出ていますけれども、やはり一番深刻なのは、清水区の人口減少が極めて厳しいという状況です。先ほどのお話ですけれども、旧清水市、ごめんなさい、清水区ですけど、旧清水市でとってみると、人口のピークは 1975 年ということです。当時 25 万人だった人口が、既にそこから 4 万人ぐらい減っているわけで、これからそこがさらに加速していくわけです。そうすると、よく言われるコンパクトシティとか、コンパクト&ネットワーク、コンパクト+ネットワークみたいな話がありますけれども、そういうまちの中心のところに、いろいろな公共サービスを集めて、そこに行けば、だいたいことはできますよ、というようなまちづくりにしていくというのが、一つの考え方としてありますけれども、旧清水市あるいは清水区については、そこが大事なまちづくりになるの

ではないかなと思います。

したがって、清水駅の周辺に都市機能を集めるというのが、これは都市づくりとして基本中の基本だと思います。そこについて、**市民の意見を聞くべきだという声がありますけれども、市民の声を優先するような話ではなくて**、これは全国でありとあらゆるまちがと言いますか、こういう、人口 20 万人ぐらいのまち、それ以下のまちというのは、みんなそこで苦しんでいるわけです。

解決策は何かというと、コンパクト+ネットワーク。ですから、コンパクトのところ、中心のところに公共サービスを集めて、あとはネットワーク、そこへのアクセスを充実させるという考え方が、全国で行われていますので、それを**今さら、市民の皆さんの意見を聞いて違うところにやりましょうという話にはならない**わけです。

そこは、**市民の意見を聞く問題ではなくて、行政が、行政のプロとして、都市計画であったり、都市づくりのプロがちゃんとやらないといけない**、計画は。それは、ご

説明する話であって、その考え方について、ご意見をお伺いして修正はしていけばいいですけど、どちらがいいですかなんてことを選ぶ時期ではないわけです。だから、この間の説明会でも、旧桜ヶ丘病院のところに市庁舎を作ればいいじゃないかとか、どこか別のところを、議会でもありましたけれど、どこか別のところを選択してやればいいじゃないかという話がありましたけれど、そんな選択をしている時期では、もう、ないわけです。特に、清水区はそんな余裕は、もうない。いつまでも、いろいろな議論をしている余裕はない。直ちに決めて、政策を実行に移すことです。そんな時期にあるので、したがって、まちづくりの観点から言うと、清水駅周辺に公共機能をいかに集めるかというのが、これからのまちづくりの基本です。清水庁舎をそこに移すかどうかというのは別問題です。

まちづくりの観点から、何が望ましいのかというと、それは間違いなく、清水駅の周辺に集めるということです。そこで津波が心配であれば、津波に対して防護をしつ

かりやる。それでもレベル2の津波が来たときは防護しきれないから、そこは避難で対応する。そういうまちづくりの考え方をしっかり示したつもりで、今います。そこは、プロとして、しっかりと作っているので、それについて、ご意見をいただければいいので、どこをまちづくりの拠点にしますかというような話を、今やるようなときではないということです。

そんな話は、当の昔に終わっていますと、はっきり申し上げます。

◆静岡朝日テレビ

はい。ありがとうございます。

出典

<https://www.city.shizuoka.lg.jp/documents/56916/kaikenroku1204.pdf>

■2025年12月5日付 静岡新聞

【タイトル】

「市民の意見を聞く問題ではない」

清水庁舎移転で難波市長

【本文冒頭の抜粋】

難波市長は、清水庁舎の移転建て替えを巡り『市民の意見を聞く問題ではなく、行政が都市計画のプロとしてやっていかなければならない話』と述べ、(以下略)

■令和8年3月5日 静岡市議会本会議

●議員（内田隆典）

(略)

私が気になったのは、時間がありませんけども、**新聞記事が間違っていないと思いますけども、静岡新聞では、行政の問題は専門家に任せておきなさいよと、市民の意**

見を聞く問題では、こういう言葉。これは当局、市長もそうですけども、静岡市の自治基本条例はそういうことを言っていないわけです。これは相反することの市長の発言だと思っているんです。大変重要な問題だと。

こういう精神で、庁舎問題だけでなく、今から大型プロジェクトが次から次にやられると、それから、財政問題もいろんな形で心配している問題が、職員の皆さん、議員の皆さんもいるわけですけども、そういう中で、市長の考えを持って進めていくと。これは市長ですから一定の権限はあっても、しかし、基本条例の考え方1つ取っても、私は間違っていると思うんです。ここはきちんと、私は見直していただきたい。

●市長（難波喬司） **事実関係が違うので、1点だけ申し上げますが、静岡新聞の記事は誤っております。静岡新聞には抗議をいたしました。**

（長沼注）
議事録公開前であるため、長沼が当該部分の録音音声を確認した。

大項目 4.駿府城公園の今後について (紅葉山庭園茶室改修関連)

■令和 8 年 6 月 4 日市長定例記者会見 会見録より抜粋

●市長

(ここまで東海道 57 次観光促進)

次は駿府城公園の紅葉山庭園の茶室の改修ですけれども、紅葉山庭園は素晴らしい庭園で、かつ茶室も非常に素晴らしいものになっていますが、これがもう 2001 年の供用開始から 25 年経ち補修が必要な段階になっています。この庭園ですけれども、まだまだ稼働率が高くないということと、それからもっともっと活用の幅があるんじゃないかということで、今回は紅葉山庭園の茶室について経年劣化した設備の更新のための補修改修設計をします。それからもう一つは、来訪者が情緒を感じながら**宿泊できるような機能も持てるような内容に変えていきたい**と思います。ちょっと想像していただくとわかると思いますけど、紅葉山庭園に一泊できる朝、誰も

あそこはいませんから、**朝 9 時とか 10 時とかの開放の前にあの庭園を全部、個人が独占できるというような状態になる**とですね、それは**相当なお金を払っても泊まりたいという方がいらっしゃる**ということですので、そういった点で**宿泊もできるように**ということにいたします。ただし**宿泊を中心にやる**のではなくて、一般の茶室利用とかありますから、**非常に限定的に、例えば月に 1 回とか 2 回とか**でもいいから開けていくという、逆に言うと**月に 1 回 1 客しか泊まれないようなところですから、人気プレミアムがついて高い料金で泊まっていただけ**と思っています。

(以下、模型活用 STEAM 教育プロジェクト説明)

■都市公園法第5条の2第1項

(注 いわゆる「Park-PFI」)

(公募対象公園施設の公募設置等指針)
公園管理者は、飲食店、売店その他の国土交通省令で定める公園施設であつて、前条第一項の許可の申請を行うことができる者を公募により決定することが、公園施設の設置又は管理を行う者の公平な選定を図るとともに、**都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの**について、公園施設の設置又は管理及び公募の実施に関する指針を定めることができる。

以上、都市公園法

■国交省運用指針より(法第5条関係)

(注 その他の売店、レストラン、スポーツ施設、キャンプ場など)

法第5条第2項第2号でいうところの「当該都市公園の機能の増進に資する」かどうかについては、対象とする公園施設の効用の内容や程度及び**当該公園施設の存する都市公園の設置目的や性格等の観点から判断することが必要**である。なお、ある公園施設が都市公園の効用を全うするものに該当するか否かについては、**個々の都市公園の設置目的や性格に応じて具体的に判断されるべきもの**である。

(16 ページ)

第三者が管理する公園施設は一般公衆の利用に供するものである。なお、その管理にあたり、営利行為を伴う場合も想定されるため、営利行為を伴う公園施設の許可にあたっては、**一般公衆の自由な利用に供されるべき公共施設たる都市公園の本来の使命に影響を及ぼすことのないよう、入場料その他の料金の価格や販売する物品の種類及び価格等が社会通念上適正なものかどうか確認するとともに**、必要に応じ指導等を行うことが望ましい。(17ページ)

以上、都市公園法運用指針(第7版)

令和6年12月国土交通省都市局